

[事案 23-50] 転換契約無効確認および告知義務違反解除無効請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による不適切な勧誘があったとして転換契約の一部無効と、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 8 月に、契約転換を執拗に勧められ、利率変動積立型終身保険等に加入した。翌年 2 月に入院・手術給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知義務違反を理由として転換契約の一部を解除された。

以下の理由から、転換契約の一部を無効とし、被転換契約を復旧し被転換契約による給付金の支払いを求める。

- (1) 転換時は、営業所に連れて行かれ、監禁による「困惑」により申込みをしているので、消費者契約法 4 条 3 項 2 号の取消し事由に該当する。
- (2) 募集人は、転換前後の契約内容について重要な事項の説明を尽くしていないので、保険業法 300 条に違反する。

また、以下の理由から、転換契約の告知義務違反による一部解除が無効であることの確認を求める。

- (3) 告知の重要性等について、募集人からの注意喚起が不十分であったこと、また、営業所に連れて行かれたため、健康診断の結果を確認する機会を奪われたことにより、告知義務違反について募集人にも過失が認められ、申立人に重大な過失は認められない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人のニーズや意向を踏まえて適切に手続きを行っており、申立人が主張する事実はない。
- (2) 告知義務違反に基づく本件転換契約の一部解除の手続きに、不適法な点はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書類等の内容、および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 転換契約の取消し

(1) 前提事実

- ① 転換契約の手続までに募集人は申立人宅を 5 回前後訪問して勧誘を行っていた。
- ② 申込当日は、面談場所として申立人が希望したレストランが混雑していたため、営業所に移動したが、説明と申込手続に募集人の上司も同席し、1 時間程度の時間を要

した後、申立人宅にて申込書への押印が行われた。

- ③申込時の説明に提案書が用いられたことは争いがなく、重要事項説明書については、申立人は記憶にないとするが、その説明を受け書類を受領したとする申込書の受領印欄に申立人の押印があり、説明資料として用いられたことが推認される。

(2) 消費者契約法による取消について

営業所への移動は、募集人が提案したものだが、申立人は移動することを承諾しており、移動後、退去したい旨の申出をおこなっておらず、さらに、申込書への押印は申立人宅へ戻ってなされているので、転換契約の申込みが、監禁により「困惑」してなされたと認めることはできず、消費者契約法による取消しは認められない。

(3) 保険業法違反について

保険業法違反の事実が認められたとしても、そのことにより、保険契約を無効とする効果は認められていない。また、前記の募集状況から、募集人は説明資料に則した説明を行ったと認められ、申立人が保険業法違反として主張する事項を認定するのは困難といわざるを得ない。

2. 告知義務違反による解除の無効

(1) 前提事実

- ①申立人は、平成19年9月の健康診断で、肝機能障害、高脂血症、貧血について医師より要精査の指摘を受けた。
- ②転換契約に際し、平成21年7月、告知書による告知がなされた。
- ③申立人は、平成22年1月から2月に入院し、「胃癌」で胃切除手術を受けた。
- ④申立人が、給付金の支払いを求めたところ、保険会社は、申立人の告知義務違反を理由に、本契約の一部を解除した。

(2) 告知義務違反の有無について

告知書の「過去2年以内にうけた健康診断・人間ドックで異常を指摘されたことがありますか」との質問に対して、申立人は「いいえ」を丸で囲んでいるが、申立人は、健康診断において、肝機能障害、高脂血症、貧血について要精査の指摘を受けており、事実と異なる回答をしたことが認められ、上記を告知していれば、保険会社は、契約を締結しないか、または同一条件では契約を締結しなかったと認められるので、不告知の事実は、重要な事項に該当するといえる。

申立人の不告知の事実は2年近く前のことではあるが、3つもの症状について、医師より要精査と指摘されており、健康診断を受けたこと自体を忘れていたわけではなく、2年以上前と勘違いしたわけなので、わずかな注意をすれば思い出せたといえ、申立人の不告知には、少なくとも重大な過失があったと認められる。

よって、申立人には告知義務違反が認められるため、契約の解除は正当といえる。

(3) 申立人の主張について

募集人は、重要事項説明書を用いて、告知に関して説明したと陳述しており、重要

事項説明書には、「健康状態などについてありのままを告知していただく必要があります」との項目に、告知義務の重要性、故意・重過失の場合の取扱いを含む告知義務違反の効果が記載され、注意喚起を行っており、保険会社の過失を認めることはできない。また、申立人は、健康診断の結果を確認したいとの申出はしておらず、募集人が申立人の確認する機会を奪ったとはいえない。